ゴミ収集について

【ご意見】（令和８年１０月７日受付）

1)ゴミの出し方について

　シャンプーと台所用洗剤容器をプラスチックゴミで出そうとしたら、当番の方に間違っていると言われました。容器にはプラスチックゴミのマークがあります。収集場所では、汚れたままのプラスチックゴミが出ていたり、小さなレシートやトイレットペーパーの芯が紙ゴミで出ていたりします。

　ゴミの分別が分かるように、大判のパンフレットなどを各家に配布するのが良いのではないでしょうか。

2)可燃ゴミ用袋の重さ（5 ㎏まで)について

　可燃ゴミ用袋の重さが大・小どちらも 5 ㎏までなのはなぜですか。大はもう少し重くならないでしょうか。

【回答】

　貴重なご意見を賜りありがとうございます。

　シャンプー容器、台所用洗剤容器などでプラマークのあるものは、ご質問のとおりプラ製容器包装です。レシートなどにみられる感熱紙は可燃、トイレットペーパーの芯は手でつぶせるものは雑誌・雑紙になります。ゴミの出し方については、区長と連携し周知を徹底してまいります。

　大判のパンフレットの配布については、一部改訂をしながら、ゴミ分別冊子「家庭ごみ・資源物　出し方」を各世帯に配布しております。今後、令和 9 年度からプラ資源の排出に変更がありますので、令和 9 年 3 月に「家庭ごみ・資源物　出し方」（改訂版）を配布する予定となっております。

指定ごみ袋（可燃ごみ）の大きさについては、大（55ℓ）・小（25ℓ）の2種類の袋を採用しております。両指定ごみ袋の重量制限が5㎏という点につきましては、一般廃棄物処理手数料が1袋につき40円と市条例で定められていることから、公平性を確保するためにどちらの袋も1袋5㎏までとする統一した重量制限を設定しています。なお、5㎏という重量は、ごみ袋の耐久面に基づいているほか、排出される皆様とごみ収集作業員の健康及び安全面（ごみ袋が重すぎると、収集作業員の腰痛や転倒事故等の危険があります）などを考慮して設定しております。収集にあたってはごみ収集業者と連携を取りながら公平な運用に努めてまいります。

担当　環境課